

# お知らせ information

## ご案内

### 「児童手当現況届」の提出を忘れずに!

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者が引き続き手当を受けることができる要件（健康保険の加入状況や児童の扶養状況など）を満たしているかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が支給されなくなりますので、忘れずに手続きをしましょう。なお昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、原則、郵送での提出とします。

協力をお願いします。

#### ■提出期限

6月30日(水)まで

#### ■提出先

子育て支援課

#### ■提出書類

①現況届（案内通知に同封しています。）

②その他必要な書類

※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

#### ■子育て支援課

☎7212212

### 令和3年小野町成人式を開催します

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた令和3年成人式は、9月19日(土)に多目的研修集会施設で開催します。

詳細については、対象の方に個別にお知らせします。

成人式についてのお問い合わせは、公民館までお願いします。

#### ■公民館

☎7212125

### 令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震で住宅被害が発生した世帯の皆さんへ

#### 住宅修理支援および災害見舞金支給のお知らせ

町では、令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震で住宅に被害が発生した世帯に対し、下表のとおり住宅修理支援および災害見舞金の支給を実施しています。

支援を受けるためには、罹災証明書の取得が必要になります。

また罹災程度により受けられる支援が異なりますので、詳しくは、町公式ウェブサイト(<https://www.town.onofukushinai.jp/soshiki/5/r3-fukushinakenokijisinn-iyutakushien.html>)をご覧ください。

#### ■町民生活課

☎7216933

		被災住宅修理支援事業	災害見舞金
支援内容		屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最低限の部分に対して、1世帯当たり次の金額以内の修理を支援	自然災害によって住み慣れた住家に被害を受けた世帯に対し、1世帯当たり次の見舞金を支給
被災世帯の区分(損害割合)	全壊	59.5万円以内 ※修理すれば居住可能な方は利用可能	10万円
	大規模半壊	59.5万円以内	5万円
	半壊	59.5万円以内	5万円
	準半壊	30万円以内	3万円
	一部損壊	工事費20万円以上の場合に10万円	1万円

※これらの支援を受けるためには、罹災証明書の交付を申請した後、町で被害住宅を調査し、罹災証明書を受ける必要があります。

※例えば、「一部損壊」の評価を受け、支援対象となる被害箇所の修繕に20万円以上かかった場合に

は、合計で11万円の支給となります。「一部損壊」の評価を受けたが住宅修繕を行わなかった、または支援対象となる被害箇所の修繕が20万円に届かなかった場合には、見舞金1万円のみ支給となります。